



# IFRS財団スタッフ報告

IFRS財団アジア・オセアニアオフィスディレクター たけむら みつひろ  
竹村 光広

## はじめに

IFRS財団アジア・オセアニアオフィスでは、開所式の翌日、2012年11月16日に、ロンドン本部からエグゼクティブ・ディレクターのYeal Almog氏を迎えて、IFRS財団スタッフの分析：SEC最終スタッフレポートについて」に関する説明会を開催しました。この説明会には、日本の産業界、会計士業界、証券取引所、監督官庁などから40名以上の方にご参加いただきました。本稿では、そのときに解説した「IFRS財団スタッフの分析：SEC最終スタッフレポートについて」の要旨を紹介します。

## IFRS財団スタッフの分析：SEC最終スタッフレポート

2012年7月13日に、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）のスタッフは、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に関する最終レポート（以下「SECスタッフレポート」という。）を公表しました。こ

のレポートは、米国の財務報告制度にIFRSを組み込む可能性に関する論点を分析するための、スタッフのほぼ2年間にわたる作業の集大成です。

このレポートの公表は、SECがIFRSを評価するにあたっての重要なマイルストーンです。よって、このレポートは、グローバルでIFRSへの移行を促進するにあたって、SECが歴史的にリーダー的な役割を果たしてきたという文脈の中で読まなければなりません。

SECスタッフレポートは、米国においてIFRSを適用すべきか、また、そうであれば、どのように適用すべきかを、SECの委員会が決定する際に情報提供を行うために作成されました。SECスタッフの次のステップは、IFRSに関する委員会へ提案の作成であると思われます。

SECスタッフレポートが公表されたすぐ後に、当財団の評議員会は、SECスタッフレポートに記載された所見を入念に検討するとコメントを発表しました。これを受けて、当財団のスタッフは2012年10月に、その分析結果を公表しました。

当財団の分析は、学術的な文献や、すでにIFRSに移行した法域における経験を踏まえて、SECスタッフレポートに記載された発見事項を補足することを目的としています。

当財団の分析には、以下のような、SECスタッフレポートにおいて言及されている主な論点に対する分析結果と、それに対する当財団の返答が提供されています。

### ガバナンス

SECスタッフは、当財団のガバナンス構造の全体的な設計は、IASBへの監督を提供することと、IASBの独立性を認識し支持することの間で、合理的なバランスが取れると述べています。これに加えて、IASBの客観性が外部の政治的な影響により脅かされる可能性があるという指摘がありますが、こうした緊張関係はIASB特有のものではないと述べています。

我々は、特別な利害を持つグループから嘆願を受けることは会計基準設定主体にとって避けがたい現実だと考えています。実際に、フィードバックに応えるということと、不当な政治的な影響を受けるということ

は紙一重です。時には、この一線を越えようとする試みが外部からなされる場合があります。IASBやFASBを含むすべての基準設定主体は、近年、政治的圧力の対象となっており、それは金融危機だけが特別な理由ではありません。

我々のガバナンス構造の継続的強化がIASBの独立性をさらに保護するはずで、当財団の創立以来11年間に、当財団のガバナンスの取決めは、2度の公開の定款見直し、評議員会の戦略的レビュー及びIFRS財団モニタリング・ボード（以下「モニタリング・ボード」という。）によるガバナンス・レビューの対象とされました。SECの議長や日本の金融庁の統括官がモニタリング・ボードのメンバーを務めています。実際、モニタリング・ボード自体が、当財団の「公的な説明責任をさらに強化するために」2009年に設置されました。それぞれの連続的なレビューで当財団のガバナンスと公的責任がさらに強化されました。最新の戦略及びガバナンスのレビューの提言は、現在、実施の過程にあります。

さらに、IFRSコミュニティの同質的でない性質、IASBの国際的及び職業的に多様化した人員構成、並びにモニタリング・ボードの設置はいずれも、特定の1つの法域又は特別の利害関係グループからの不当な圧力を薄めるのに役立っていると我々は考えています。それでもやはり、当財団とIASBは、会計基準設定の独立性の保護に常に警戒を怠らなければならないようにしなければなりません。

#### 資金調達

SECスタッフレポートでは、当財

団は、幅広い基礎を有し、強制力があり、拡張性がある、各国固有である資金調達の仕組みの開発を進展させてきたと述べています。一方で、当財団の大手会計事務所からの資金調達への継続的依存に懸念を示しています。

当財団の資金調達の過半が、現在では公的に支援された取決めから得られており、この取決めはほとんどの国で実施されています。しかしながら、米国では任意の拠出への依存が顕著です。評議員会は、米国の資金調達は公的支援が望ましいと考えています。公的な取決めは評議員会の戦略レビューの原則と合致するからです。公的な取決めが米国で整備されたならば、任意の拠出が拠出全体に占める比率は大幅に低下することでしょう。評議員会は、SECと長期的に公的な資金調達の取決めを開拓する可能性について2009年から議論していますが、まだ解決策は見出されていません。

公的に支援された資金調達の取決めがないために生じているもう1つの結果として、米国は当財団の予算の比例的な負担を現在までのところ拠出していません。現在、GDP（国ごとの資金調達の予想を評価するために当財団が使用している主要指標）に基づく米国の比例的な拠出額は400万ポンド超となりますが、2012年の米国からの拠出見込みは130万ポンドしかありません。当財団のさまざまな機関で約20%から25%の席を米国は有していますが、米国の拠出額は当財団の予算への各国の拠出合計額の10%未満であることに我々は留意しています。最終的に米国の

公的な資金調達の欠如を解消できるのは、直接的にも間接的にも、米国の当局自身だけです。

SECスタッフレポートでは、また、資金調達の取決めが30か国未満であると述べていますが、これは、欧州委員会が欧州連合（EU）に加盟する27か国を代表しているという事実を見落としていますし、さらに、他の19か国からロイヤルティーの支払いを受けていることも認識していません。これらの要因を考慮すると、SECスタッフが認識した30か国未満ではなく、69か国が当財団の業務を直接又は間接に財政的な支援をしています。

#### デュー・プロセス

IASBのデュー・プロセスの包括的な性質という主題に関して、SECスタッフは、IASBのデュー・プロセスが主に基礎としているのは、協議並びに事実及び意見の収集、公開の審議、分析、決定についての一般への説明であると観察しています。また、IASBのメンバーの審議は広範囲な討議及び分析を伴っていると述べています。さらに、IASBのメンバーは、プロジェクトにおける論点の解決に関し、技術的な利点と投資家その他の財務諸表利用者への全体的な有用性に基づいて決定していると考えています。

我々は、SECスタッフのコメントを歓迎しています。さらに、2012年中に、IASBは評議員会と共同で、報告、説明責任及びデュー・プロセスの要求事項をより強化するために作業しました。こうした拡充の結果として、IASBは、技術的決定の誠実性を守るために踏んだステップに

ついて、各専門プロジェクトの存続期間にわたり報告を求められています。デュー・プロセスについてのIASBの検討の報告及びこれらの活動に対する評議員会のレビューも、利害関係者がこれらの活動を監視できるようにするため、強化されています。

デュー・プロセス監督委員会（以下「DPOC」という。）を通じて、評議員会は、基準設置プロセスにおいて独立性が重要であることを強調する活動を行い、また、IASBのデュー・プロセスが、合意された枠組みに照らして運用されていることを、定期的にチェックするというDPOCの役割の強化を行ってきました。

DPOCのIFRS諮問会議及びIFRS解釈指針委員会との相互関係の強化も、IASBの機能に関して、より有意義で適切な情報に基づいたフィードバックを受け取るために実施されました。また、評議員会はデュー・プロセスの責任の管理を支援するための専任スタッフを任命しました。

#### 国際的な会計基準としてのIFRS

SECスタッフレポートでは、国際的な会計基準としてのIFRSのさまざまな側面に関してコメントをしています。IFRSの包括性を評価するために、SECスタッフはIFRSをUS GAAPと比較しています。

SECスタッフレポートは、10年に及ぶコンバージェンス・プロジェクトの後にも、IFRSとUS GAAPとの間にいくつかの差異が残っていると指摘しています。SECスタッフレポートが示唆しているのは、US GAAPとIFRSのいずれかがより適切な解決策を有しているというのではなく、

単に両者が相違しているということです。それでも、これらの差異の米国にとっての重要性を軽視すべきではありません。同時に、FASBとの10年以上にわたる共同作業で、IFRSとUS GAAPを改善し、コンバージェンスをもたらしてきたことにより、米国が埋めなければならない差異は、すでにIFRSを採用した他の主要国が直面した差異よりずっと範囲が小さいことに我々は留意しています。

これらの残った差異を考える際に、IFRSとUS GAAPとの間の現在の一致の水準を維持できるかどうかを考慮することも重要です。IASBとFASBの双方ともそれぞれ、MoU後の作業計画を独自に検討しています。米国が採用に関する決定をしない場合、10年間のコンバージェンスに続くのが新たなダイバージェンスの期間となるリスクがあります。

#### 業種特有のガイダンス

SECスタッフレポートは、IASBが業種に中立的な原則をIASBが好んでいるために、IFRSには業種特有のガイダンスがないという一部のコメント提出者のコメントを記載しています。SECスタッフは、IASBがこうしたガイダンスを十分に評価してIFRSにおいて欠落している箇所に対処できるようになるまでは、業種別ガイダンスをUS GAAPから除くべきではないと考えています。

IASBは常に、業種特有のガイダンスの開発ではなく、取引及び活動を業種にまたがって会計処理する財務報告の要求事項を支持してきました。保険契約や投資不動産など多くの特化された活動が、特化された業種に属さない広範囲の企業により行

われています。我々は、こうしたアプローチにより、矛盾が生じるおそれのある業種特有の要求事項の増殖が避けられると考えています。さらに、2008年にSECがPozen報告書<sup>1</sup>の発見事項を公表していますが、ここでは業種別ガイダンスをUS GAAPから除去して、回避可能な複雑性を低減すべきだと提言されていたことに我々は留意しています。Pozen報告書はさらに、SECがIASBに将来の業種特有のガイダンスを制限するよう促すことも提言していました。

業種特有のガイダンスの問題は、IFRSへの移行の取決めの一部として対処する必要があります。

#### IFRSを改善し得る領域

SECスタッフレポートでは、次のようなSEC及びコメント提出者の指摘を記載しています。IFRSのガイダンスは、共通支配下の取引の会計処理など多くの領域において限定的であり、保険及び採掘活動等の特定業種などについては欠けているとの指摘です。IFRSは広範囲の活動をカバーしていますが、いずれ対処していくことになるいくつかの欠落が明確にあります。IASBは最近、将来のアジェンダに関する協議の結果、これらの領域を識別し、優先順位を設定しました。当面、IFRSが特定のトピックをカバーしていない場合に、基準が既存の国内の要求事項の使用を認めることが多いでしょう。例えば、オーストラリア企業は、IFRSへの準拠を証明する能力を否定することなしに、保険契約に関する現行のオーストラリア会計基準を適用することができます。

我々は、あらゆる確立された会計

基準のセットと同様に、IFRSにも改善し得る領域があることに同意します。こうした改善を時とともに行うさまざまな仕組みがあります。主要プロジェクトについて、IASBは将来のアジェンダに関する3年ごとの公開協議を通じて、一般からのインプットを求めています。アジェンダの優先順位の設定方法について明確な証拠を示すためです。IASBの年次改善プロセスは、より焦点を絞った改善のための仕組みを提供しており、一方、IFRS解釈指針委員会は、実務の不統一が識別されている領域に対処するか、又は不統一の進展を防ぐことができます。

#### 原則ベースの基準

SECスタッフレポートでは、IFRSはUS GAAPよりも原則ベースであるという認識があると述べています。我々の考えでは、どちらの基準も原則ベースのアプローチです。US GAAPの要求事項は、IFRSと同様、主として、概念フレームワークから導かれています。

US GAAPは、IFRSよりも詳細で、定量的な「明確な線引き」テストを多く使用する傾向があります。IFRSは、明確な目的を設定し、要求事項を原則として表現することに、より多く依拠しています。SECスタッフレポートは、基準をもっと目的ベースにし、したがって詳細なルールが少なくなることの便益を疑問視していません。

#### 維持管理

##### 解釈指針

SECスタッフレポートでは、解釈指針委員会は論点に適時に対処するために、もっと多くのことを行うべ

きだというSECスタッフが実施したアウトリーチからの所見を記載しています。

我々は、解釈指針委員会がもっと積極的に解釈指針を提供すべきだということに同意します。これは、2011年の評議員会の戦略レビュー「グローバル基準としてのIFRS：当財団の第二の10年間に向けての戦略の設定」の主要な提言の1つでした。

この提言に対応して、2012年5月に評議員会は、解釈指針委員会の効率性及び有効性の追加的なレビューの提言を公表しました。このレビューでは、解釈指針委員会が、協力の要請により適切に対応できるように、解釈指針委員会が利用するためのより広範囲な「ツール」の開発を行うよう提言しました。

このレビューでの提言はすべて実行に移されています。

##### 適用後レビュー

SECスタッフレポートの中で、SECスタッフは、FASBが公表した基準の適用後レビューの場合と同じように、IASBは、適用後レビューに関して作業するスタッフが評議員会に直接報告を行うモデルへ移行すべきだと提言しました。

我々は、それぞれのアプローチに利点があると考えています。監督機関が行う適用後レビューは、評価者に自身の仕事を擁護する偏りがないという安心感をもたらします。しかし、評議員会とIASBは、IASBが、評議員会からの要約報告書を受け取るのではなく、コメント提出者の意見を直接に検討し対処することにより、さらに有効なレビューを行うことができる結論を下しました。評

議員会とIASBは、これが独立性のある評価ではないとみられるリスクを理解しています。しかし、レビューが透明な方法で行われ、また、DPOCが定期的なアップデートを受け取っていることで、プロセスの誠実性は保護されると確信しています。**国際会計基準設定主体としてのIASB**

#### 各国の基準設定主体

SECは、IASBが各国の基準設定主体との協力のために設けている手続と、各国の基準設定主体との二者間でのハイレベルな相互関係について認識しています。その上で、IASBがいくつかのプロセス（新たな基準の開発、アウトリーチ活動、適用後レビューの間など）で、各国の基準設定主体との接触を拡大するよう提言しています。

IASBはすでに、各国及び各地域の会計基準設定主体との強力で効果的な関係を、二者間、多者間及び非公式の取決めの組合せを通じて有しています。しかし我々は、こうしたネットワークを正式にして地域的及び国際的に組織することで、これらの関係を一層強化できることに同意します。これは評議員会の戦略レビューの重要な提言の1つでありました。

この提言に対応して、IASBは会計基準フォーラムの創設を準備しています。これは、各国の基準設定主体及び他の地域団体で構成されています。このフォーラムは、基準設定活動に関する主要な技術的論点についてIASBに助言及びフィードバックを与えると同時に、各国及び各地域の論点に関するインプットをIASBに提供するものとなります。このグ

ループは、基準設定活動のライフサイクル全体にわたって、IASBにとって重要な相談役となるでしょう。第一回会議は、2013年の4月に開催が予定されています。

#### 執行可能性

SECスタッフレポートでは、国際的な会計基準の単一のセットの便益を十分に実現しようとする場合、IFRSの執行の首尾一貫性を高めることが重要であると指摘しています。我々はこの結論に同意します。この点でのIASBの主要な責任は、執行可能な基準を作ることです。執行可能であるためには、基準は明確でなければならず、さまざまな言語への明瞭な翻訳が、過度の困難なしに、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) を使用した電子ファイリングの目的でも可能となるような用語を使用しなければなりません。

しかし、執行可能な基準の存在は、国際的な比較可能性の必要条件ですが、十分条件ではありません。当財団が実施した調査によれば、IFRSの便益は各国での執行の水準に左右されます。こうした執行は規制当局と金融市場の両方、そして、監査人の責任です。IFRSの首尾一貫した執行には、証券規制機関と監査監督機関などの国際的コミュニティーの行動が必要となります。

財務諸表の監査は、IFRSの首尾一貫した適用を確保するために重要な監督機能を果たしています。監査人の役割は、政府への説明責任がある公共セクター機関によって、独立した監督の対象となっています。IASBはこの作業の支援はできますが、首尾一貫した適用を強制する権

限も能力もありません。

こうした明確な責任分担はあるものの、IASBは、我々の経験から相互便益を得るために規制当局と緊密に協力する用意があります。これは評議員会の戦略レビューの提言であり、証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Communications) などの組織との複数のレベルでの議論がすでに進んでいます。

我々は、SECスタッフレポートに示された公約を歓迎しています。IASB、証券規制機関及び会計専門家と共同して、IFRSの適用及び執行の首尾一貫性を国際的に改善するというものです。SECスタッフは現在、また、最近の実績でも、多国間の開示及び会計に関するIOSCOの政策第1委員会の恒久的議長国を務めており、また、現在、IFRSで報告を行っているSEC登録外国企業が多いことから、SECは、成功の成果を得るために、果たすべき役割があり、そのための確定的な利害を有していると我々は考えています。

SECがIFRSを採用することを決定する場合、米国における執行は常にSEC単独の責任に止まることになるので、米国の執行基準が外部からの影響を受ける危険はありません。さらに、米国がIFRSへの移行を完了した場合、SECは、会計基準の執行における経験と実務を世界の残りの国々と共有しつつ、世界中での執行における現在の指導力をIFRSの領域に拡大することができるでしょう。

しかし、国際的な基準の単一のセットがないと、世界中での会計基準の首尾一貫した適用は、その定義上、

達成可能でないことは明らかです。

#### アドプション、エンドースメント及び移行に関する論点

SECスタッフレポートでは、IFRSのUS GAAPへの組み込みに関するさまざまな点を議論しています。こうした論点の多くは米国特有のものであり、米国の当局が彼らの働いている環境の中で対処するしかありません。どの法域にも特有の課題があるのは確かであり、世界最大の資本市場の場合には特にそうであると思われるが、この国際的な経験が分析の有用な背景を提供するものと我々は考えています。

#### 組み込みの方法

SECスタッフレポートでは、IFRSを直接的に強制力のあるものとして指定することを追及することは、米国の資本市場の参加者の大多数から支持されなかったと指摘しています。また、国家主権を維持するとともに、IASBの基準設定プロセスに適切な影響力を行使できることを確保するために、エンドースメントの仕組みが必要であると提言しています。このように、法律上及び管理上の理由で、SECスタッフはIFRSをUS GAAPに組み込むことが最も論理的だと考えました。

さらに、コメント提出者の大多数が、IFRSのエンドースメントにおけるFASBの強力な役割を期待しており、FASBがこのエンドースメントの役割を通じてIASBの基準設定プロセスに影響力を行使できると期待しています。

こうした考慮はどれも米国に特有のものではありません。SECスタッフレポートが述べているとおり、

IFRSを強制力のあるものとして指定している法域は少数であり、大半は基準を強制力のあるものとするための何らかの形のエンドースメントの仕組みに従っています。こうした仕組みは、国際的なルールが自動的に国内法の一部を構成することがないようにするための重要な「国家主権の回路遮断器」として機能し得ます。こうした取決めは、IFRSを採用した法域の過半数が利用しており、IASBもこれを尊重しています。

我々は、米国のコメント提出者がFASBに強力な役割を望んでいることも理解しています。IASBの視点からは、米国がIFRSの使用についてエンドースメント・アプローチを採用するとした場合には、将来の会計基準フォーラム及びIASBの基準設定プロセスへの米国の貢献が、より大きなウエイトを占めることになると考えます。

しかし、SECスタッフレポートでは、IFRSをUS GAAPに組み込むプロセスの結果として、導入されるIFRSに重要な変化が生じる場合には、高品質で国際的に認められる基準としてのIFRSにリスクが生じるであろうことを認識しています。このような結果は、他の法域から、国内の要求事項を満たすためにIFRSを独自にカスタマイズすることを正当化するものとみられるおそれがあります。エンドースメントをしないことについて、高い閾値を設けることが重要であることに我々は留意しています。いかなる例外措置も有用ではありません。財務報告書の国際的な比較可能性を低下させ、国際的な基準の便益を損なうからです。し

たがって、例外措置は、できるだけ稀にしか発動しないようにすべきです。

#### 移行の取決め

SECスタッフレポートでは、一部のコメント提出者は「ビッグバン」方式の移行に反対し、IFRSへのより段階的な移行を支持したと述べています。また、間接的な組込みの方法の方が、必要となる全体的なコストを削減できる可能性があるが、一方で、組込みのための期間は長くなるとも指摘しています。

IFRSを採用する最も適切な方法を決定するのは個々の法域であることに、我々は留意しています。SECスタッフレポートには、過去のIFRS採用国の経験から一定範囲の採用方法が示唆されますが、IFRSへの段階的移行のさまざまな方法が体系的に分析されていません。

コンバージェンスを通じた段階的アプローチは、特定の法域にとっては適切な短期的戦略となり得るものであり、複数の基準セットをより近付けることを容易にする可能性があります。これはアドプションの代用にはなり得ません。

しかし、当財団スタッフの考えでは、IFRSの基準単位での段階的導入の実行可能性には疑問があります。どこかの法域が、基準ごとのアプローチを使用してIFRSの採用に成功したという証拠は見られません。そのようなアプローチを当初に検討した法域は、追加的な検討の後、むしろ、いわゆる「ビッグバン」アプローチに従うことを決定しました。

IFRSの基準単位での段階的導入には、多くの技術的課題が生じます。

IFRSの完全なセットを構成する個々の基準の間で必要となる膨大な相互参照があるためです。さらに、この方法は、作成者に大変なコストがかかるでしょうし、また、移行期間の全体にわたり同一会社の財務諸表に関して不確実性と比較可能性の欠如が生じることになり、金融市場の混乱を生じさせるおそれもあります。

最後に、基準ごとのアプローチは、IFRSへの多数の大小の例外というリスクを伴うことにもなり、国際的な基準の単一のセットを採用する目的を損なうこととなります。

より段階的なIFRSへの移行を図っている一部の法域は、特定の種類の企業にIFRSの任意適用を認めることを選択しています。これは日本が現在採用している方法です。このようなアプローチが米国で使用された場合には、国内の米国企業によるIFRSの実務上の適用に関する重要なデータをSECに提供できるでしょう。IFRSの任意適用の欠点は、企業の海外での同業他社との比較可能性が高まる一方で、国内の類似企業との比較可能性を損なう可能性があることです。

もう1つの考え得る代替案は、国際的に活動している米国企業という限定的な部分集合についてIFRSを強制する一方、国内の米国市場で主に活動している会社についてはもっと長期にわたりUS GAAPを維持することです。この選択肢の方が比較可能性の問題は少なくなります。国際的に活動している会社はすべてIFRSで報告を行うことになるからです。ここでも、国内での比較可能性の低下は国際的な比較可能性の獲

得で補われるでしょう。

繰り返しになりますが、我々は、移行の取決めの決定は米国自身の問題であることに留意しています。しかし、多くの主要先進国を含めて、100以上の国々がこの移行をすでに完了しており、IFRSへの移行に関する国際社会の経験は、活用すべき重要な資源をSECスタッフに提供すると我々は考えています。

### その他の課題

#### 規制環境

SECスタッフレポートは、IFRSの採用は規制環境にとっての課題となり得ると述べています。我々は、こうした課題を過小評価すべきではないという点でSECに同意します。すでにIFRSを採用した他の主要な法域についての我々の分析が示すところでは、規制環境の適応は実際に大きな課題となり得ますが、それは克服可能です。例えば、多くの法域では、既存の国内GAAPへの参照を、金融法規などの強制力のある文献の中で維持することを決定しています。このような場合、財務報告の要求事項の承認権限を有する機関が、IFRSが国内GAAPと同等のものであると指定しています。

さらに、米国の産業規制当局が、彼らの意見をIASBが聞いて、基準設定プロセスの中で十分に検討してくれるのかどうかに関する懸念を表明していることを、我々は認識しています。IASBは、例えば、金融規制当局が機能の一部を財務報告に依拠していることを承知しています。金融規制当局を支援するため、IASBはこうした当局との対話を、特に金融安定理事会と国際決済銀行

を通じて、拡大しています。世界中の他の関連する規制当局が、IASBの基準設定プロセスを通じて直接的に、また、国内の基準設定主体又は地域や法域の代表となる他の規制機関を通じて、間接的にIASBとの対話を行うことは珍しくありません。

我々は、財務報告と税務会計の結び付きへの対応が大きな課題となる場合があることに同意します。さまざまな国がこれを種々の方法で処理してきました。税務上の要求事項が同じ財務諸表と結び付いている国々もありますが、IFRSの導入により税務上のルールが会計基準から分離された国々もあります。

SECスタッフレポートは、IFRSが棚卸資産の評価に後入先出法(LIFO)の使用を認めていないことにより生じている困難を指摘しています。米国でのLIFO連合は、LIFOの使用は基本的に税務上の事項であると認識し、財務報告目的の方法としての正当化は避けています。彼らは、財務報告の要求事項の変更がLIFOに関する決定に影響を与えるべきではないと主張し、米国財務省がLIFOの継続使用を認める広範な裁量権を有していると指摘しました。

#### 移行のコスト

SECスタッフレポートでは、SECがIFRSの扱いを進めるかどうか及びその進め方を決定するまでの導入計画の開発及び移行コストの評価に関連した困難を指摘しています。

他の法域の経験は、生じ得るコスト範囲を評価する際に有用です。カナダでは、IFRSへの最近の移行に関与した146社への調査によると、移行のための予算は、回答者の66%

が50万カナダドル未満、32%が10万カナダドル未満でした。

韓国では、IFRSに移行した非金融会社のコストは25万米ドルと見積もられましたが、金融機関の総コストは240万米ドルでした。ブラジルでは、調査によれば、回答者の77%は移行のコストが100万米ドル未満でした。

欧州の小規模国では、IFRSへの移行のコスト及びその後の継続適用のコストは、それぞれ売上高の0.31%及び0.66%と見積もられました。これらのコストの見積りは僅少ではありませんが、全体として極端に高くはありませんでした。

米国については、いくつか考慮に入れるべき個別的な点があります。第一に、10年にわたるコンバージェンス・プロジェクトにより、IFRSとUS GAAPとの差異は他のほとんどの法域の間での差異よりも小さくなっています。この差異の縮小は、移行に関するコストの削減を意味するはずです。

第二に、新たにコンバージェンスする基準(公正価値測定、収益認識、リースなど)の導入のコストは、米国がIFRSに移行するのか、US GAAPを維持するのかに関係なく、米国の作成者が負担することになります。したがって、これらのコストは、移行のコストに含めるべきものではありません。さらに、コンバージェンス・プロジェクトを採用する作業をIFRS採用の動きと1つに統合することにより、全体の移行コストが削減されるという主張も考えられます。SECスタッフレポートは、米国でのIFRSの使用による便益の

分析を示していません。当財団は最近、IFRS採用の便益に関する学術研究をレビューする調査を行いました。この調査は、こうした便益が相当のものであることを検出しています。

しかし、こうした結果は米国に単純には投影できません。米国はすでに確固たる評判のある高品質の会計基準を有しています。短期的には、米国にとっての便益は、国内でしか理解されていなかった基準から出発した国々が受けた便益よりも小さいでしょう。そうは言っても、米国のIFRS組込みには依然として重要な便益がある可能性が高いのです。米国の投資者は、投資のリターンを最適化するために外国の高成長経済にますます依存しており、国際資本市場における透明性と比較可能性の増大は彼らの利益となります。さらに、IFRSの国際的な適用が意味するのは、米国企業がその活動のすべてにわたって首尾一貫した基準を使用できることには利益があるということです。最後に、米国は、国際的な基準の単一のセットが世界経済全体に与える有益な影響から、利益を得そうだということです。

IFRSが国際的な基準になるに従い、SECスタッフレポートが示したとおり、米国はその開発と適用に参加することに利益があります。こうした影響力は、国際的な単一セットの基準としてのIFRSへの米国のコミットメントと相伴うことが期待されています。

#### 最終的なコメント

この分析を行うにあたり、当財団スタッフは、SECスタッフレポート

は、すでに広範囲にわたっているIFRSに関する調査及び情報の集合体に価値のある貢献を与えるという結論を下しました。同レポートは、IFRSを米国の財務報告制度に組み込むことができるかどうか及びその場合の方法についての米国での決定に情報を与えるだけでなく、IFRS財団の戦略、ガバナンス及び活動の評価にも重要な貢献をしています。

他の法域と比較しての米国経済の大きさは、移行において米国に特有の重大な課題となりますが、他の法域の経験が示唆するところでは、課題の多くは、国際的な基準の単一のセットという使命にコミットする適切な政治的意思があれば克服できるものです。さらに、多くの領域で、米国は他の法域よりもIFRSの採用の検討の準備ができています。

### おわりに

今回ご紹介した当財団スタッフの分析は、米国におけるIFRS採用に関する分析ですが、そこに記載されている内容は、日本のIFRS採用を考える上でも有用ではないかと考えます。このように、アジア・オセアニアオフィスは、アジア・オセアニア地域において、IFRSが正しく理解されるよう、また、アジア・オセアニア地域の皆さんがIFRSの開発に積極的に参画できるようにするためには、今回の説明会のように、IASB及び当財団のシニアレベルのスタッフや理事がアジア・オセアニアオフィスに来て、今、IFRS財団が考えていることや、IASBで審議されていることを、直接、地域の皆さんにお

伝えするようにしています。これからも、定期的に、IFRSに関わるホットトピックを皆さんと議論できる場を設けていきたいと考えています。

#### 〈注〉

- 1 Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the SEC (2008)

<http://www.sec.gov/about/offices/oca/acifr/acifr-finalreport.pdf>

	教材コード	J 0 2 0 6 7 7
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	1単位